

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 50 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、記第 1 の 1 から 4 までは令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなった。改正省令の内容は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

(注) 本通達中における法令の略称は、次のとおりである。

労災法＝労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)

新労災則＝改正省令による改正後の労災則

CO 特措則＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則
(労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 8 年労働省令第 6 号)附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和 42 年労働省令第 28 号))

新 CO 特措則＝改正省令による改正後の CO 特措則

労基法＝労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)

記

第 1 改正省令の内容

- 1 介護(補償)等給付のうち、介護の費用として支出した費用があるときの支給額の下限額及び介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって、親族又はそれに準じる者による介護を受けた日があるときの支給額(以下「最低保障額」という。)の改定

(1) 改正の趣旨及び概要

介護(補償)等給付の最高限度額及び最低保障額は、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしており、今般、所

要の改正を行う。

あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

なお、令和 5 年 3 月以前の月に係る介護（補償）等給付及び介護料の額については、令和 5 年 4 月以後に支給する場合であっても、なお従前の例によるものとする（改正省令附則第 2 条関係）。介護料の詳細については別添 1 を参考にされたい。

（2） 改正の内容

ア 労災則の一部改正

（ア） 常時介護を要する被災労働者

最高限度額について、171,650 円から 172,550 円に引き上げ、最低保障額について、75,290 円から 77,890 円に引き上げるものとする（新労災則第 18 条の 3 の 4 第 1 項関係）。

（イ） 随時介護を要する被災労働者

最高限度額について、85,780 円から 86,280 円に引き上げ、最低保障額について、37,600 円から 38,900 円に引き上げるものとする（新労災則第 18 条の 3 の 4 第 2 項関係）。

イ CO 特措則の一部改正

（ア） 常時監視及び介助を要するもの

最高限度額について、171,650 円から 172,550 円に引き上げ、最低保障額について、75,290 円から 77,890 円に引き上げるものとする（新 CO 特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

（イ） 常時監視を要し、随時介助を要するもの

最高限度額について、128,760 円を 129,460 円に引き上げ、最低保障額について、56,490 円から 58,390 円に引き上げるものとする（新 CO 特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

（ウ） 常時監視を要するが通常は介助を要しないもの

最高限度額について、85,780 円から 86,280 円に引き上げ、最低保障額について、37,600 円から 38,900 円に引き上げるものとする（新 CO 特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

2 健康管理手帳の名称の改正

（1） 改正の趣旨及び概要

アフターケアの対象者に交付する手帳については、労災則第 28 条第 1 項においてその名称及び交付対象者を規定しているところ、他の制度においても類似の名称の手帳が交付されており、それとの混同を避けるため、この名称を変更する。

なお、アフターケア手帳に係る必要事項については、別途指示する。

(2) 改正の内容

労災則第 28 条第 1 項に規定する「健康管理手帳」について、「アフターケア手帳」へ名称を改正すること。

(3) 経過措置

新労災則の規定にかかわらず、当分の間、改正前の労災則第 28 条第 1 項の規定による健康管理手帳を交付することができること。

3 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給額の改定

(1) 改正の趣旨及び概要

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額については、昨年 of 労災則改正により労災則第 33 条及び第 34 条において規定しているところ、子供の学習費調査及び消費者物価指数を基に毎年度見直しをすることとしており、今般所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

- ア 労災就学援護費のうち高等学校等（通信制を除く）に在学する者
支給額について、17,000 円から 19,000 円に引き上げるものとする
こと（新労災則第 33 条第 2 項関係）。
- イ 労災就学援護費のうち高等学校等（通信制）に在学する者
支給額について、14,000 円から 16,000 円に引き上げるものとする
こと（新労災則第 33 条第 2 項関係）。
- ウ 労災就学援護費のうち中学校等（通信制を除く）に在学する者
支給額について、18,000 円から 20,000 円に引き上げるものとする
こと（新労災則第 33 条第 2 項関係）。
- エ 労災就学援護費のうち中学校等（通信制）に在学する者
支給額について、15,000 円から 17,000 円に引き上げるものとする
こと（新労災則第 33 条第 2 項関係）。
- オ 労災就学援護費のうち小学校等に在学する者
支給額について、14,000 円から 15,000 円に引き上げるものとする
こと（新労災則第 33 条第 2 項関係）。
- カ 労災就労保育援護費
支給額について、13,000 円から 11,000 円に引き下げるものとする
こと（新労災則第 34 条第 2 項関係）。

なお、その他の区分の支給額については変更がないこと。詳細については、別添 2 及び別添 3 を参考にされたい。

4 働き方改革推進支援助成金の支給対象者の拡大

(1) 改正の趣旨及び概要

令和 6 年 4 月から、労基法第 141 条に規定する医業に従事する医師について、これまで適用が猶予されていた時間外労働の上限規制が適用される。

このため、当該医師が勤務する病院等を営む中小企業事業主が上限規制の適用に向けた準備を進めることができるよう、働き方改革推進支援助成金の支給対象を広げるため、今般所要の改正を行う。

なお、本助成金の支給業務等については、別途通知する。

(2) 改正の内容

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む事業主については、その常時雇用する労働者の数が 100 人を超えない事業主を働き方改革推進支援助成金の支給対象となる事業主としていたところ、今般、当該常時雇用する労働者の数を 300 人に改正すること。

第2 関係告示及び通達の改正

- 1 介護料の額の見直しを行ったことから、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく介護料の支給について」（平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 23 号）の全部を別添 1 のとおり改正する。なお、この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額の一部見直しを行ったことから、「労災就学援護費の支給について」（昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号）及び「労災就労保育援護制度の新設等について」（昭和 54 年 4 月 4 日付け基発第 160 号）の全部を別添 2 及び別添 3 のとおり改正する。なお、この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月以前の月に係る労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額については、なお従前の例による。

改正後全文（改正部分は傍線部分）

基発 0331 第 23 号
平成 27 年 3 月 31 日
改 正 基発 0331 第 47 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく
介護料の支給について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定により炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づく介護料は廃止されたところであるが、改正法附則第 8 条の規定により、改正法の施行の日（平成 8 年 4 月 1 日）の前日において介護料の支給を受ける権利を有していた被災労働者（以下「平成 8 年該当者」という。）について、改正法による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 8 条の規定は、なおその効力を有することとされている。

また、当該規定に伴い、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号。以下「平成 8 年省令」という。）第 3 条の規定により削除された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条（介護料の支給額等を規定）についても、平成 8 年省令附則第 6 条の規定により、平成 8 年該当者について、なおその効力を有することとされている。

これらの法令の規定を受け、平成 8 年該当者であって支給要件を満たす者に対しては、現在に至るまで介護料の支給を継続して行っているところである。

平成 8 年 4 月 1 日以後の介護料支給に係る事務の取扱いについては、平成 8 年 4 月 10 日付け基発第 228 号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の記の 3 の（2）によりなおその効力を有するものとされる同通達による改正前の昭和 42 年 10 月 25 日付け基発第 995 号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等の施行について」の記の第 8（以下「C0 特措法施行通達」という。）によりこれまで指示してきたところであるが、今後の介護料支給に係る事務の取扱いについては下記によることとし、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達中で指示している事務処理手続は、これまで「C0 特措法施行通達」等により指示してきた内容を整理したものであり、事務処理方法が変わるものではないことを、念のため申し添える。

本通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

また、本通達の施行に伴い、「CO 特措法施行通達」については廃止する。

記

1 趣旨

通常の場合、被災労働者の療養中は看護師等によって必要な看護が行われ、療養の一部としての看護により一定の範囲において患者の介助も行われるので、その限りでは特別の介護を要しないが、炭鉱災害による一酸化炭素中毒患者で重篤な精神神経障害を呈するものについては、看護のほか、さらに家族等による介護を要する例が少なくないので、常に介護を要する者には、介護に要する費用として、介護料を支給することとしたものである。

2 支給対象者

介護料の支給を受けることができる者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの（平成8年該当者に限る。）であること。

3 支給額

介護料の額は介護の程度に応じて定められているが、その介護の程度の判定に当たっては、次により症状の経過に照らして慎重に行うこととし、介護の実績を考慮して、毎月1回、被災労働者に対して支給するものとする。なお、以下（1）から（3）までにおいて、「介護に要する費用」とは、介護人（被介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族を除く。）に対して介護の対価として支払った賃金、日当、謝金、交通費等の費用をいう。

（1）常時監視及び介助を要するもの

認知症、自発性欠如、情意障害、見当識障害等の精神障害その他高度の片麻痺や四肢麻痺があるため、常に他人の監視や手助けを受けなければ、食事、用便、衣服着脱等の生理的基本動作が不可能であるものが、これに該当する。

月額 77,890 円

（その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 77,890 円を超える場合は、当該支出された費用の額（その額が 172,550 円を超えるときは、172,550 円））

（2）常時監視を要し、随時介助を要するもの

認知症、自発性欠如、情意障害、見当識障害等の精神障害があるため、常に監視を必要とし、また食事、用便、衣服着脱等の生理的基本動作はほぼ独力で可能であるが、片麻痺や四肢麻痺があるため、生理的基本動作に必要な起居動作等について下助けを要するものが、これに該当する。

月額 58,390 円

(その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 58,390 円 を超える場合は、当該支出された費用の額 (その額が 129,460 円 を超えるときは、129,460 円))

(3) 常時監視を要するが通常は介助を要しないもの

認知症、情意障害、見当識障害があるため、常時監視を要するが、日常生活について通常は手助けを要しないものが、これに該当する。

月額 38,900 円

(その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 38,900 円 を超える場合は、当該支出された費用の額 (その額が 86,280 円 を超えるときは、86,280 円))

(4) なお、(1) から (3) までの支給額は、令和5年 4月以後の月に係る介護料について適用し、令和5年 3月以前の月に係る介護料の額については、令和5年 4月以後に支給する場合であっても、なお従前の例による。

4 手続等

(1) 介護料の支給申請は、暦月単位で前月分について行わせることとする。

(2) 介護料の支給を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、介護料の申請の際に、「介護料支給申請書」 (炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則 様式第3号。以下「申請書」という。) を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長 (以下「所轄署長」という。) を経由して、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長 (以下「所轄局長」という。) に提出するものとする。

(3) 上記3 (1) から (3) までの各場合において、当該月につきそれぞれ 77,890 円、58,390 円、38,900 円 を超える額の介護料の支給を希望する者は、介護料の申請の際に、「介護に要する費用として支出した費用届」 (別添様式第1号) を申請書に添えて、所轄署長を経由して、所轄局長に提出するものであること。したがって、申請者に対し、事前にこの旨を十分説明すること。

なお、介護人が申請者の配偶者、直系血族又は同居の親族である場合の証明欄記載の金額は介護料算定の基礎とはならないので、留意すること。

(4) 所轄署長は、申請書を受理したときは、その内容を検討し支給すべき事由の有無について意見を付して当該申請書を所轄局長に進達しなければならない。

(5) 介護料の支給は、労災保険の社会復帰促進等事業であり、所轄局長が行うものであること。介護料の支給又は不支給に当たっては、「介護料支給・不支給

通知」(別添様式第2号)により通知を行うこと。

5 支出事務

(1) 支出項目

介護料支払に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定(項) 社会復帰促進等事業費(目)介護料支給費から支出すること。

(2) 未支給の介護料

未支給の介護料(介護料の支給を受ける者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき介護料でまだその者に支給しなかったものをいう。)については、労災保険法第11条の規定に準じて取り扱うものとし、その支払は、所轄局長が行うものとする。

(3) 支出負担行為の整理区分

支出負担行為取扱規則(昭和27年大蔵省令第18号)第14条の規定による整理区分は、同規則別表甲号の「25 保険金の類」によること。

ただし、支出負担行為に必要な主な書類は、申請書の謄本とすること。

(4) 申請書の謄本の作成等

所轄局長は、介護料の支給決定をしたときは、支出負担行為に必要な書類(支出後は支出計算書の証拠書類となる。)として申請書の謄本を作成して支出負担行為事務を処理すること。

申請書の謄本は、所轄局長が決裁した申請書の原本を複写又は書写した写本を作成し、その写本の標題右横に「謄本」、下部余白に「この謄本は原本と相違ないことを証明する。〇〇労働局長」と記載して局長官印を押印すること。

(5) 支出負担行為及び支出決裁

介護料を支出しようとするときは、申請書の謄本に基づき決裁書を作成し一般的な支出事務と同様に処理すること。

なお、2以上の申請者に対して隔地送金又は銀行等口座振込の方法による支払をするときには、支給調書を作成して一括して決議すること。

(6) 支出計算書の証拠書類

会計検査院に提出する支出計算書の証拠書類は、領収証書、支出負担行為及び支出決議書、支出調書及び申請書謄本とすること。

なお、支出官が控として保管する証拠書類(副本)の綴には、申請書謄本の写を作成して編綴する必要はないこと。

(7) 介護料支給整理簿

所轄局長は、介護料の支給対象者ごとに介護料支給整理簿を作成し、介護料の支給の都度、必要な事項を記入すること。

6 不正受給に対する措置

偽りその他不正の行為により介護料の支給を受けた者は、当該介護料を所轄局長に返還しなければならないものとする。

7 介護料の支給に要する費用については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第3項の規定の適用に当たっては、その額を同条の保険給付の額に算入しなければならないこと。

具体的な事務処理については、令和4年1月4日付け基発0104第1号「メリット制事務処理手引」によること。

様式第1号(表面)

介護に要する費用として支出した費用届											
第 回											
①労働保険番号			府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号	
②労働者の		住 所									
		生 年 月 日	年	月	日	(歳)					
		氏 名									
③介護に要する費用として 支出した費用の額			年 月 において、 円								
④ 介 護 人 の 証 明	介護をした日及び時間		日 (時間)、			日 (時間)					
			日 (時間)、			日 (時間)					
			日 (時間)、			日 (時間)					
	介護代金		円(うち交通費 円)								
	親族関係		無 ・ 有 (被介護者の)								
	介護人の職業		家政婦・看護師・その他()								
被介護者との 同居の有無		無 ・ 有									
		年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名									
上記のとおり届けます。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 住 所 _____ 氏 名 _____ </div> 労働局長 殿											

様式第1号(裏面)

介護人の証明	介護をした日及び時間	日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間)
	介護代金	円(うち交通費 円)
	親族関係	無・有(被介護者の)
	介護人の職業	家政婦・看護師・その他()
	被介護者との同居の有無	無・有
	年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名	
介護人の証明	介護をした日及び時間	日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間)
	介護代金	円(うち交通費 円)
	親族関係	無・有(被介護者の)
	介護人の職業	家政婦・看護師・その他()
	被介護者との同居の有無	無・有
	年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名	
[注意] 1 介護人が複数の場合は、2人目以降の介護人の証明は、裏面に記載すること。 2 介護人の証明欄のうち、親族関係、介護人の職業及び被介護者との同居の有無の部分は、該当事項を○で囲み、必要事項を記載すること。		

様式第2号

労働者災害補償保険 介護料支給・不支給通知	
申請者氏名	
支給金額	円
不支給の場合の理由	
備考	
<p>年 月 日付けで申請のあった介護料については、上記のとおり 支給・不支給 とすることとしたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____ 殿</p>	

- 〔注〕 1 「備考欄」には、支給通知にあつては、支給金額の算定基礎を記載すること。
- 2 大きさは、ハガキ大とすること。

改正後全文（改正部分は傍線部分）

基 発 第 774 号

昭和 45 年 10 月 27 日

改 正 基 発 0331 第 47 号

令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県労働基準局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災就学援護費の支給について

今般、別添「労災就学援護費支給要綱」により、労災就学援護費の支給を昭和45年11月1日から行うこととしたので、下記によりこれらが事務処理について遺漏なきを期されたい。なお、労災就学援護費の支給に関連して、労働者災害補償保険特別会計法施行令の一部を改正する政令（昭和45年9月22日政令第268号）の制定が行われ、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令及び労働大臣が定める事務に関する告示の制定が行われる予定であるので申し添える。

記

1 趣旨

労災就学援護費（以下「援護費」という。）は、昭和44年8月27日、労働者災害補償保険審議会から労働大臣あてなされた「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」における「重度障害者及び労災遺児に対する援護施設の拡充改善等について検討」すべき旨の指摘をうけて、各種調査等による死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺家族等の要望並びに国家公務員、地方公務員に類似の制度が設けられていることなどを勘案して、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項の社会復帰促進等事業として設けられたものであり、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第70号）により労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第33条に規定されているものである。

したがって、援護費は、他の育英制度による奨学金と異なり、その支給要件をみたす者で申請のあったものに支給されるものであり、返還を要しないものである。

2 支給対象

- (1) 援護費の支給を受ける者は、「労災就学等援護費支給要綱」（以下「要綱」という。）3に掲げる者である。
- (2) 援護費の支給を受けることができる者は、その者の受ける遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る給付基礎日額が要綱3の(1)ただし書に規定する額以下の者である。

この理由は、援護費が社会復帰促進等事業であることから、その支給対象を援護を必要とする者に限ったことにある。すなわち、法第8条の3第1項の年金給付基礎日額が要綱3の(1)ただし書に規定する額を超える者については、その年金たる保険給付の額と厚生年金保険等の給付の額の合計額が、おおむね一般労働者の平均的な給与額を超えることとなるので、このような者については、支給の対象とはしないこととした。
- (3) (2)に該当する者であっても、「学資の支弁が困難であると認められるもの」でなければ、援護費の支給を受けることができる者となれない。ここで「学資の支弁が困難であると認められる」とは、障害者、遺族又は長期傷病者が主として労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び厚生年金保険等の給付で生活せざるを得ないような場合をいう。したがって、(2)に該当する者であっても、たとえば労働者の死亡等に伴う損害賠償金等の所得（実収見込）が6,000万円を超えるような場合は、原則として学資の支弁が困難であるとは認められない。しかしながら、援護費の支給にあたっては、特に支給を受ける者の所得調査を行う必要はなく、保険給付の支給決定にあたって了知しえた限度で、学資の支弁が困難であるかどうかを判断すればよい。
- (4) イ 援護費は、在学者等がある場合に限って支給するものである。
 - ロ 幼稚園以外の学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に定める学校とは、次のものをいう。
 - (イ) 小学校
 - (ロ) 中学校（いわゆる夜間中学校は学校教育法第1条の学校ではないが、援護費の支給に関しては中学校として扱うものとする。）
 - (ハ) 義務教育学校（援護費の支給に関しては、義務教育学校の前期課程については小学校、後期課程については中学校として扱うものとする。）
 - (ニ) 高等学校（定時制課程並びに専攻科及び別科を含む。）
 - (ホ) 中等教育学校（援護費の支給に関しては、中等教育学校の前期課程については中学校、後期課程については高等学校として扱うものとする。）
 - (ヘ) 特別支援学校（幼稚部を除く。援護費の支給に関しては、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校として扱うものとする。）
 - (ト) 大学（夜間学部、専攻科及び別科並びに短期大学、専門職大学、専門職短期大学、大学院及び専門職大学院及び大学院を含む。）
 - (チ) 高等専門学校（専攻科を含む。）

ハ したがって、各種学校に在学している者にあつては、それが職業教育を目的としている者であっても、その者に関しては援護費は支給しない。

- (5) 要綱 3 の(1)イ支給対象者には、遺族補償年金の受給権者ではあつたが、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権を失った者は含まれない。ただし、この者が要綱 3 の(1)ロの在学者に該当すれば（たとえば、受給権者であつた死亡労働者の子が18歳になったことにより失権しても、その兄弟姉妹又は死亡労働者の父母が受給権者となり、その子が当該受給権者と生計を同じくしつつなお在学中の場合など）、引き続きその在学者に関する援護費は要綱 3 の(1)ロの支給対象者に支給される。
- (6) 要綱 3 の(1)ロの在学者等には、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権又は受給資格を失った者であつて、遺族補償年金受給権者と生計を同じくする高等学校、盲学校等の高等部、高等専門学校又は大学に在学する者も含まれる。
- (7) 要綱 3 の(1)ロ、ニ及びホの「生計を同じくしている」かどうかの判断は、法別表第 1 の遺族補償年金の項の「生計を同じくしている」の判断と同じ基準による。
- (8) 要綱 3 の(1)ハ、ニ及びホの在学者等については、要綱 3 の(1)ロの在学者等と同様、年齢の制限はない。
- (9) 援護費は、年金たる保険給付の支給事由が発生した時に在学者等がなかつたが、その後子供が小学校に入学する等の事情によって支給申請があれば支給することとする。

3 支給額

- (1) 援護費の額は、文部科学省調査による「子どもの学習費調査」、日本学生支援機構の奨学金の額その他を勘案して定めたものである。
- (2) 在学者等が日本学生支援機構の奨学金を受ける場合や、他の奨学金制度の奨学金を受ける場合であっても、この援護費は、減額することはしない。
- (3) 在学者等に対する援護費の額は、要綱 4 による。
- (4) 2以上の学校に同時に在学する者に係る援護費の額は、要綱 4 に掲げる額のうちいずれか有利な額とする。

4 支給期間

- (1) 援護費の支給は、年金たる保険給付と同じく月単位で行ない日割計算等を行わない。
- (2) 援護費の支給期間は、援護費を支給すべき事由が生じた月から支給すべき事由の消滅した月までであるが、遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由があることを基礎としているので、これらの年金たる保険給付が支給されない次の場合は援護費も支給されない。

イ 遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が発生した月

ロ 遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が消滅した月の翌月以降の月

ハ 法第 16 条の 5 第 1 項の規定により遺族補償年金の受給権者の所在が不明になったことにより遺族補償年金の支給を停止された期間

ニ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年改正法）附則第 43 条第 3 項の規定による若年停止の期間

(3) 要綱 5 の (1) イの「労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月」とは、要綱 3 の (1) イ～ホに掲げる者に該当するに至った日の属する月（その者が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る年金給付基礎日額が、同日において 16,000 円を超えており、同日後 16,000 円以下となった場合にあつては、当該 16,000 円以下となった日の属する月）とする。

(4) 要綱 5 (1) イの「通常の修業年限」とは次のとおりである。

イ 小学校	6 年
ロ 中学校	3 年
ハ 高等学校	
(イ) 全日制課程	3 年
(ロ) 定時制課程及び通信制課程	4 年
(ハ) 専修学校（一般課程又は普通課程）	3 年
ニ 高等学校（専攻科又は別科）	1 年以上 3 年以下
ホ 高等専門学校	
(イ) 商船に関する学科以外の学科	5 年
(ロ) 商船に関する学科	5 年 6 月
ヘ 高等専門学校（専攻科）	1 年以上 3 年以下
ト 大学	
(イ) 医学、歯学又は薬学以外の学部（夜間学部を含む。）	4 年
(ロ) 医学、歯学又は薬学の学部	6 年
(ハ) 専攻科又は別科	1 年
(ニ) 短期大学	2 年又は 3 年
(ホ) 専修学校（専門課程）	4 年
(ハ) 専門職大学	4 年
(ト) 専門職短期大学	2 年又は 3 年
チ 大学院	
(イ) 大学院（修士課程）	2 年
(ロ) 専門職大学院	2 年
リ 大学院（博士課程）	3 年
ヌ 公共職業能力開発施設	
(イ) 普通職業訓練（普通課程）	2 年
(ロ) 高度職業訓練（専門課程又は応用課程）	2 年

(ハ) 高度職業訓練（総合課程）

4年

(5) 要綱 5 (1) イの「当該学校等の区分ごとに原則一度支給する」とは、援護費の支給は、4 (4) のイ～リの各区分（以下「教育課程」という。）において、次の場合を除き、一度に限られることをいう。

- ・ 既に同一の教育課程に属する学校等（4 (4) のハ(イ)～(ハ)、ホ(イ)・(ロ)、ト(イ)～(ト)、チ(イ)・(ロ)及びヌ(イ)～(ハ)をいう。以下同じ。）を卒業した後又は卒業する前に退学した後に（既に卒業又は退学した学校を、以下「既卒の学校等」という。）、再度、同一の教育課程に属する学校等に入学する場合であって、再度入学する学校等の通常の修業年限から、既卒の学校等に在学又は在籍していた期間に援護費の支給を受けていた期間を差し引いた期間がある場合。

当該差し引いた期間について、支給申請があれば援護費を支給することとする。

5 欠格事由等

(1) 要綱 6 の(1)イの欠格事由は、法第 16 条の 4 に定める遺族補償年金の受給権の消滅と同様の考え方により、学資の支弁が困難ではなくなったものとして定められたものである。

(2) 要綱 6 の(1)ロの「特に労災就学援護費を支給することが適当でない」と認むべき事情」とは次の場合をいう。

- イ 休学又は停学のため学校に出席しないこと
- ロ 留年又は落第により原級に留まっていること
- ハ 学費の支弁が困難でなくなったこと

6 手続

(1) 援護費の支給は、要綱 7 の(1)ロに掲げる書類その他の資料を添えて提出された「労災就学等援護費支給（変更）申請書」（様式第 1 号）により、所轄署長が行うべき当面の事務の処理については、別紙「労災就学援護費の支給に係る当面の事務処理について」によることとされたい。

なお、事務処理要領の詳細については、「労災就学援護費支給事務処理要領（昭和 46 年 2 月 6 日基発第 99 号）」を参照していただきたい。

(2) 要綱 7 の(1)ニの「在学者の増加、減少又は変更」とは、同一の受給権者に係る在学者等の数に変更が生じた場合又は在学者等でなくなった者と在学者等となった者が同時に発生して援護費の額に変動がある場合をいい、すでに援護費を受けている者の進学による援護費の額の変更は含まない。進学による援護費の額の変更は、要綱 8 の(1)ロの「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書」（様式第 3 号）により所轄署長が職権変更を行い、要綱 7 の(1)ホにより事務処理を行うこととする。

なお、遺族補償年金の受給権者が転給によって変わったときは、在学者等の数の変動に関係なく、新たな受給権者から「労災就学等援護費支給（変更）申請書」（様式第 1 号）を提

出せしめることとする。

7 支払

- (1) 援護費の支払は、年金たる保険給付の支払とあわせて、これと全く同様に行う。ただし、支払期月以外の支払は行わない。
- (2) 援護費の支払期月は年金たる保険給付の支払期日と一致させ、各支払期日に支払われる援護費は学年に合致させて支払期月の前前月までの2ヶ月分とした。
- (3) 要綱8の(1)ロの「所轄署長がこの報告を必要でないとする場合」とは、次の場合をいう。
 - イ 毎年6月30日又は10月31日までに提出される則第21条の年金たる保険給付の定期報告において援護費の支給につき特に事情の変更がないと認められるとき、たとえば、遺族補償年金の受給権者については援護費の支給に係る在学者等が小学校又は中学校の低学年生であって、死亡、養子縁組の解消等により遺族補償年金の受給権又は受給資格を失う事実が認められない場合などである。
 - ロ その年の4月に入学その他の事情があつて、「労災就学等援護費支給対象者の定期報告」(様式第3号)を提出すべき時期の直前に「労災就学等援護費支給(変更)申請書」(様式第1号)が提出されたとき。
- (4) 要綱8の(1)ハの「未支給の労災就学援護費」とは、次のものをいう。
 - イ 援護費の支給を受ける者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき援護費でまだその者に支給しなかったもの。
 - ロ 援護費の支給を受ける者が障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の受給権を失った場合(死亡による失権を除き、遺族補償年金については転給者がいない場合に限る。)において、ある支払期月で障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支払は終わったが援護費のみの支払が次の支払期月まで残ったときの当該援護費の未払分。たとえば、障害補償年金の受給権者が4月に失権したとき、障害補償年金は5月に2月分、3月分、4月分が支払われるが、援護費は5月には1月分、2月分及び3月分しか支払われず、4月分は8月に支払われることとなる。その8月に支払われる4月分の援護費をいう。

(別添)

労災就学等援護費支給要綱

1 趣旨

業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺家族等の就労の状況、これらの者の要望等にかんがみ、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害による重度障害者、長期療養者及び遺族に、労災保険の社会復帰促進等事業として労災就学等援護費を支給するものとする。

2 種類

労災就学等援護費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 労災就学援護費
- (2) 労災就労保育援護費

3 支給対象者

(1) 労災就学援護費

労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者（労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。）が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が16,000円を超える場合には、この限りでない。

イ 遺族補償年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通職業訓練（短期課程のものを除く。以下同じ。）若しくは高度職業訓練（職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。以

下同じ。)を受ける者(以下「在学者等」という。)であって学資等の支弁が困難であると認められるもの。

- ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。
- ハ 障害補償年金を受ける権利を有する者(障害等級第1級から第3級までの等級に該当する身体障害がある者に限る。以下「障害補償年金受給権者」という。)のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難であると認められるもの。
- ニ 障害補償年金受給権者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。
- ホ 傷病補償年金を受ける権利を有する者(せき髄損傷者等傷病の程度が特に重篤であると認められる者に限る。以下「傷病補償年金受給権者」という。)のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。

(2) 労災就労保育援護費

労災就労保育援護費は、次に掲げる者に支給する。(1)のただし書の規定は、この場合に準用する。

- イ 遺族補償年金受給権者のうち、保育を必要とする未就学の児童(以下「要保育児」という。)であり、かつ、当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。
- ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保育児たる当該労働者の子(当該労働者の死亡当時胎児であつた子を含む。)と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。
- ハ 障害補償年金受給権者のうち、要保育児であり、かつ、当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。
- ニ 障害補償年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、当該要保育児を当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けている者又は要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。
- ホ 傷病補償年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、当該要保育児を当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。

園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。

4 支給額

(1) 労災就学援護費

労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者

月額 15,000円

ロ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者

月額 20,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額17,000円。）

ハ 高等学校（定時制課程の第4学年、専攻科及び別科を含む。）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者

月額 19,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額16,000円。）

ニ 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（ハに掲げる者を除く。）若しくは高度職業訓練を受ける者

月額 39,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額30,000円。）

(2) 労災就労保育援護費

労災就労保育援護費の支給額は、要保育児一人につき、月額11,000円とする。

5 支給期間

(1) 労災就学援護費

イ 労災就学援護費は、労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月（労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月が遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由の発生した月であるときは、その翌月）から支給すべき事由が消滅した月（労災就学援護費を支給すべき事由が消滅する前に遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が消滅したときは、遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給す

べき事由が消滅した月)までの間支給する。ただし、在学者等が当該学校等に在学又は在校する場合における通常の修業年限に限り、当該学校等の区分ごとに原則一度支給する。また、その支給を受ける者に係る遺族補償年金が法第16条の5第1項又は昭和40年改正法附則第43条第3項の規定により支給停止されている期間については、支給しない。

- ロ 公共職業能力開発施設において普通職業訓練又は高度職業訓練を受ける者についての労災就学援護費は、その者が当該訓練につき、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第2項に規定する技能修得手当、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第2条第1項に規定する技能修得手当、その他法令又は条例の規定によるこれらの手当に相当する給付の支給を受けることができる期間については、支給しない。

(2) 労災就労保育援護費

(1)の規定は、労災就労保育援護費の支給期間について準用する。

6 欠格事由等

(1) 労災就学援護費

イ 労災就学援護費に係る在学者等(3の(1)のハに掲げる者を除く。)が次のいずれかの一に該当するに至ったときは、その該当する月の翌月以降、当該在学者等に係る労災就学援護費の支給を行わない。

(イ) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

(ロ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者も含む。)となったとき。

(ハ) 離縁によって死亡した労働者との親族関係が終了したとき。

- ロ 在学者等について、特に労災就学援護費を支給することが適当でないと認むべき事情がある場合には、その事情のある月については、労災就学援護費を支給しないものとする。

(2) 労災就労保育援護費

(1)の規定は、要保育児についての労災就労保育援護費の欠格事由等について準用する。この場合において「(3の(1)のハに掲げる者を除く。)」とあるのは「(3の(2)のハに掲げる者を除く。)」と読み替えるものとする。

7 手続

(1) 労災就学援護費

イ 労災就学援護費の支給を受けようとする者は、「労災就学等援護費支給変更申請書」(様式第1号)を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)に提出しなければならないものとする。

- ロ イの申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

(イ) 在学者等に関する在学証明書又は在校証明書(専修学校に在学する者にあつては、修

業年限を証明することができる書類を、公共職業能力開発施設等又は職業能力開発総合大学校の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類を、それぞれ添付すること。)

- (ロ) 3の(1)のロに掲げる者にあつては、在学者等が当該申請がなされた日において18才に達する日以後の最初の3月31日を経過している場合には、次に掲げる資料。ただし、在学者等が労働者の死亡の日の属する月の翌月において18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった場合には、この限りでない。
- (i) 在学者等と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (ii) 在学者等が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる資料（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
 - (iii) 在学者等が申請人と生計を同じくしていることを証明することができる資料（厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
- (ハ) 3の(1)のニ及びホに掲げる者にあつては、次に掲げる資料
- (i) 在学者等と申請人との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (ii) 在学者等が申請人と生計を同じくしていることを証明することができる資料（厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
- ハ 遺族補償年金受給権者が二人以上あるときは、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第15条の5第1項本文の規定により選任された代表者が、労災就学援護費の請求及び受領を行う者となるものとする。ただし、同項ただし書の規定により代表者が選任されないときは、この限りでない。
- ニ 在学者等の増加、減少又は変更により労災就学援護費の額の変更を受けようとする者は、「労災就学等援護費支給変更申請書」（様式第1号）を所轄署長に提出しなければならないものとする。当該申請書の添付資料については、ロの規定を準用する。
- ホ 所轄署長は、イ又はニの申請書を受け取ったときは、その内容を検討の上、支給・不支給又は変更の決定（以下「決定」という。）を行い、その旨を「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）により申請者に通知するとともに、支給決定又は変更決定したのものについては所要の事項を所轄都道府県労働局長を経由して本省労災保険業務課に報告する。所轄署長が8の(1)のロによる支給対象者に関する報告書等により、変更決定した場合における労災就学援護費の支給を受けている者への通知も同様とする。

また、労災就学援護費の決定については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)、行政不服審査法(平成26年法律第68号)、行政手続法(平成5年法律第88号)の適用がある。

このため、所轄都道府県労働局長及び所轄署長は、次のとおり事務を行うこととする。

- (イ) 労災就学援護費の決定は、行政不服審査法第1条第2項に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- (ロ) 労災就学援護費の決定に関する審査は、当該決定をした所轄署長の上級庁である所轄都道府県労働局長が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
- (ハ) 決定を行う際は、その相手方に対し、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第2号)をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることに留意すること。
- (ニ) 労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第2号)に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

(2) 労災就労保育援護費

(1)の規定(ロを除く。)は、労災就労保育援護費の支給手続について準用する。この場合において「在学者等」とあるのは「要保育児」と読み替え、準用された(1)のイの申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

イ 要保育児が保育所、幼稚園等に預けられていることを証明する書面

ロ 3の(2)のロに掲げる者にあつては、要保育児と死亡した労働者との身分関係を、3の(2)のニ及びホに掲げる者にあつては、要保育児と申請人との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

ハ 3の(2)のロに掲げる者にあつては、要保育児が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる資料(厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

ニ 要保育児と生計を同じくしている者が就労していることを証明する書面

ホ 申請人と生計を同じくしている者の要保育児の保育に関する状況を証明する書面

ヘ その他厚生労働省労働基準局長が必要と認めるもの

8 支払

(1) 労災就学援護費

イ 労災就学援護費の支払期日は2月、4月、6月、8月、10月及び12月とし、2月に

は前年の12月及び1月分を、4月には2月及び3月分を、6月には4月及び5月分を、8月には6月及び7月分を、10月には8月及び9月分を、12月には10月及び11月分を、それぞれの支払期日に支払うべき年金とあわせて銀行振込等により支払うものとする。

なお、各期の支払は受給者からの特別の請求は要しないものとするが、ロの定期報告をしない場合には支払を一時差し止めることができるものとする。

- ロ 労災就学援護費の受給者は、所轄署長に対して毎年6月に「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書」（様式第3号）（この場合において在学証明書（高等学校以上の在学者に限る。）又は在校証明書及び受給者と在学者等との同一生計関係を証明する書面を添付すること。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、この限りでない。）を提出しなければならないものとする。ただし、所轄署長がこの報告を必要でないと認める場合には、この報告書の提出を省略させることができるものとする。
- ハ 未支給の労災就学援護費については、労働者災害補償保険法第11条の規定に準じて取り扱うものとし、その支払は、所轄署長が行うものとする。
- ニ 労災就学援護費を支給すべきでない事由が生じたにもかかわらず、その支給すべきでない期間の分として労災就学援護費が支払われたときは、その後に支払うべき労災就学等援護費の内払とみなす。労災就学援護費を減額すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の労災就学援護費が支払われた場合における当該労災就学援護費の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
- ホ 支給開始後に労働者の死亡等に伴う損害賠償金等の所得（実収見込）が6,000万円を超えることを了知した場合、欠格事由に該当するため、受給者に懇切丁寧な説明を行った上、損害賠償金等の受領の事実が確認できた時点で支給を停止すること。しかしながら、当該受給者は損害賠償金等の所得額が明らかになるまでは学資の支弁が困難であり、不正利得を得ていたとも認められないことから、既支給分の回収はしないものとする。

(2) 労災就労保育援護費

(1)の規定は、労災就労保育援護費の支払について準用する。この場合において、同規定中「（この場合において在学証明書（高等学校以上の在学者に限る。）又は在校証明書及び受給者と在学者等との同一生計関係を証明する書面を添付すること。）」とあるのは、「（7の(2)に掲げる資料（イ及びニからへまでに限る。）を添付すること。）」と読み替えるものとする。

9 通勤災害についての適用

3から8までの規定は、遺族年金、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「遺族年金、障害年金又は傷病年金」と、「遺族補償年金が」とあるのは「遺

族年金が」と、「第16条の5第1項」とあるのは「第22条の4第3項において準用する第16条の5第1項」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第5条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と、「業務災害」とあるのは「通勤災害」と、「第15条の5第1項」とあるのは「第18条の9第3項において準用する第15条の5第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

1.0 複数業務要因災害についての適用

3から8までの規定は、複数事業労働者遺族年金、複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金、複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者傷病年金」と、「遺族補償年金が」とあるのは「複数事業労働者遺族年金が」と、「第16条の5第1項」とあるのは「第20条の6第3項において準用する第16条の5第1項」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）附則第7条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と、「業務災害に係る事業場の所在地を管轄する」とあるのは「複数業務要因災害に係る保険給付の支給決定を行った」と、「第15条の5第1項」とあるのは「第18条の3の12第5項において準用する第15条の5第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

1.1 実施期日

(1) 労災就学援護費

労災就学援護費の支給は、昭和45年11月1日から実施することとする。

(2) 労災就労保育援護費

労災就労保育援護費の支給に関する規定は、昭和54年4月4日から実施し、同月1日から適用することとする。

1.2 経過措置

(1) 労災就学援護費

イ 昭和45年10月31日において3の(1)のイからニまでに該当するものについては、5の(1)に定めるところにかかわらず、その者が昭和45年12月20日までに支給の申請を行った場合には、昭和45年11月から労災就学援護費を支給することとする。

ロ 平成11年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月20日までに支給の申請を行った場合には、同年8月

から労災就学援護費を支給することとする。

- ハ 平成14年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月20日までに支給の申請を行ったときは、同年8月から労災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行った者の8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月（20日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行った者の8月から11月までの分については、平成15年2月に支払うものとする。

- ニ 平成15年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月22日までに支給の申請を行ったときは、同年8月から労災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行った者の8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月（22日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行った者の8月から11月までの分については、平成16年2月に支払うものとする。

- ホ 平成16年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月20日までに支給の申請を行ったときは、同年8月から労災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行った者の同年8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月（20日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行った者の同年8月から11月までの分については、平成17年2月に支払うものとする。

- ヘ 平成17年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が平成18年1月20日までに支給の申請を行ったときは、平成17年8月から労

災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行った者の同年8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月又は平成18年1月（20日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行った者の平成17年8月から11月までの分については、平成18年2月以降に支払うものとする。

ト 平成19年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となったために労災就学援護費の支給を受けることができることとなった場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が平成20年1月21日までに支給の申請を行ったときは、平成19年8月から労災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、平成19年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行った者の同年8月及び9月分については、同年12月又は平成20年2月に支払うものとし、平成19年12月又は平成20年1月（21日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行った者の平成19年8月から11月までの分については、平成20年2月又は4月に支払うものとする。

チ 平成20年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者に係る支給開始月については、なお従前のおりとする。

リ 平成25年3月以前の月分の労災就学援護費の額（4の(1)のハに規定するものに限る。）については、なお従前の例による。

ヌ 当該改正に関する規定は、平成25年4月1日に遡って適用する。

ル 平成26年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者（職業能力開発総合大学校において長期課程による指導員訓練を受ける者に限る。）に係る支給については、なお従前の例による。

ヲ 平成31年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者に係る支給期間については、なお従前の例による。

(2) 労災就労保育援護費

イ 昭和54年4月について、3の(2)のイからホまでに該当する者にあつては5の(2)に定めるところにかかわらず、その者が同年5月31日までに支給の申請を行った場合には、同年4月から労災就労保育援護費を支給することとする。

ロ (1)のロからチまでの規定は、労災就労保育援護費の支給について準用する。

改正後全文（改正部分は傍線部分）

基 発 第 1 6 0 号
昭 和 5 4 年 4 月 4 日
改 正 基 発 0 3 3 1 第 4 7 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災就労保育援護制度の新設等について

労災就学援護費の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号によって取り扱われてきたところであるが、今般標記の件に関し、別紙のとおり、労災就学援護費支給要綱及び昭和45年10月27日付け基発第774号通達本文の一部を改正し、昭和54年4月1日から適用することとしたので了知されとともに、その取扱いについては、下記の点に留意し、遺漏なきを期されたい。

また、労災就労保育援護費の支給に関連して、別途通達するとおり、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年労働省令第12号）及び労働大臣が定める事務に関する告示の一部を改正する告示（昭和54年労働省告示第30号）が施行され、また、近く労働保険特別会計法施行令（昭和47年政令第28号）の一部改正が行われる予定であるので、申し添える。

記

1 改正の趣旨

今次の要綱の改正は、労災就労保育援護制度の新設及び労災就学援護制度の改善を内容とするものであるが、労災就労保育援護制度は、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項の社会復帰促進等事業として設けられたものであり、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第70号）により労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第34条に規定されているものであり、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。

2 改正の内容

(1) 労災就労保育援護制度の新設

1 支給対象

(1) 労災就労保育援護費（以下「就労保育援護費」という。）の支給を受ける者は、労災就学等援護費支給要綱（以下「要綱」という。）3の(2)に掲げる者である。すなわち、次に掲げるとおり、一定の要件を満たす年金たる保険給付の受給権者が、就労保育援護費の支給を受ける者となる。

イ 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者（以下「遺族（補償）等年金受給権者」という。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 保育を必要とする未就学の児童（以下「要保育児」という。）であること。

(ロ) 当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園に預けられているものであること

(ハ) 保育に係る費用の援護の必要があると認められるものであること

ロ 遺族（補償）等年金受給権者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保育児たる当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）と生計を同じくしている者であること

(ロ) 就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けているものであること

(ハ) 保育に係る費用の援護の必要があると認められるものであること

ハ 障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金を受ける権利を有する者（障害等級第1級から第3級までの等級に該当する身体障害がある者に限る。以下「障害（補償）等年金受給権者」という。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 要保育児であること

(ロ) 当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられているものであること

(ハ) 保育に係る費用の援護の必要があると認められるものであること

ニ 障害（補償）等年金受給権者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしている者であること

(ロ) 生計を同じくしている者又は当該受給権者の就労のため当該要保育児が保育所、幼稚園等に預けられているものであること

(ハ) 保育に係る費用の援護の必要があると認められるものであること

ホ 傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金を受ける権利を有する者（せき髄損傷者等傷病の程度が特に重篤であると認められる者に限る。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしている者であること

(ロ) 生計を同じくしている者の就労のため当該要保育児が保育所、幼稚園等に預けられているものであること

(ハ) 保育に係る費用の援護の必要があると認められるものであること

(2) 就労保育援護費の支給を受けることができる者は、労災就学援護費の場合と同様その者の受ける年金たる保険給付に係る給付基礎日額が16,000円以下(スライドによって、年金額が引き上げられた者については、給付基礎日額にそのスライド率を乗じて得た額が16,000円以下)の者である。

(3) (2)に該当する者であっても、「保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの」であることが必要である。ここで、「保育に係る費用の援護の必要があると認められる」とは、労災就学援護費における「学資の支弁が困難」の場合と同様、障害者、遺族又は長期傷病者が主として労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び厚生年金保険等の給付で生活せざるを得ないような場合をいう。したがって、例えば、労働者の死亡等に伴う損害賠償金等の所得がおおむね6,000万円をこえるような場合には、原則として保育に係る費用の援護の必要があるとは認められない。

(4) 就労保育援護費は、保育を必要とする未就学の児童(要保育児)と生計を同じくしている者(年金受給権者を含む。)の就労のためその要保育児が保育所、幼稚園等に預けられている場合に限って支給するものである。

イ 「要保育児」とは、次の者をいう。

(イ) 毎年当該年度に属する4月1日において6歳未満の児童

(ロ) 毎年当該年度に属する4月1日において6歳以上18歳未満の未就学の児童であって、保育を必要とするもの

ロ 「就労」とは、常態として就労する場合をいう。ここにいう就労には雇用労働者として働く場合のほか、自営業、内職等を営む場合も含まれる。常態として雇用労働者として働くものとして認めるには、就労日数が1ヶ月間においておおむね14日以上(パートタイマーの場合には1ヶ月間の労働時間がおおむね42時間以上)であることが必要である。

ハ 就労する者は、要保育児と生計を同じくしている者でなければならない。したがって、通常、同居の親族がこれに該当する。

「生計を同じくしている」かどうかの判断は、法別表第1の遺族補償年金の項の「生計を同じくしている」の判断の基準による。

ニ 「保育所、幼稚園等」には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、学校教育法第22条に規定する幼稚園のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、私設の託児施設等(例えば、無認可保育所、会社の託児施設、知人・隣人・親戚等が預かるもの等)が含まれる。

ホ 就労保育援護費の支給対象となるためには、その託児が「就労のため」のものであるといえなければならない。託児と就労との間に因果関係があることが必要である。すなわち、就労と託児とが相互に無関係に行われているような場合には、支給対象とはならない。なお、ここに述べた因果関係は、社会通念上託児が就労を円滑容易にしているという事実が認められれば足りるものであること。

なお、就労には、労働者の被災を契機に新たに働く場合と被災前から

継続して働く場合とがあるので念のため。

- (5) 就労保育援護費は、年金たる保険給付の支給事由が発生した時には要保育児がなかったが、その後の出生等によって支給要件を満たせば支給するものである。

2 支給額

就労保育援護費の支給額は、要保育児1人につき月額11,000円である。児童福祉手当等の社会保障給付を受ける場合であっても減額しない。

3 支給期間

- (1) 就労保育援護費の支給は、年金たる保険給付と同じく月単位で行い、日割り計算等を行わない。

- (2) 就労保育援護費の支給期間は、就労保育援護費を支給すべき事由が生じた月から支給すべき事由の消滅した月までであるが、もちろん、障害補償年金、遺族補償年金若しくは傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金若しくは複数事業労働者傷病年金又は障害年金、遺族年金若しくは傷病年金の支給事由があることを基礎としているので、これらの年金たる保険給付が支給されない次の場合は就労保育援護費も支給されない。

イ 上記の年金たる保険給付を支給すべき事由が発生した月

ロ 上記の年金たる保険給付を支給すべき事由が消滅した月の翌月以降の月

ハ 法第16条の5第1項の規定（同法第20条の6第3項及び第22条の4第3項において準用する場合を含む。）により遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権者の所在が不明になったことにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の支給を停止された期間

ニ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年改正法）附則第43条第3項の規定（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第5条第2項及び雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）附則第7条第2項において準用する場合を含む。）による若年停止の期間

- (3) 就労保育援護費を支給すべき事由が生じた月とは、要綱3の(2)イ～ホに掲げる者に該当するに至った日の属する月（その者が受けるべき年金たる保険給付に係る法第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった場合にあっては、当該16,000円以下となった日の属する月）とする。

4 欠格事由等

- (1) 要綱6の(2)による準用規定における欠格事由は、法第16条の4に規定する遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権の消滅

と同様の考え方により保育に係る費用の援護の必要がなくなったものとして典型的に定められたものである。

(2) 要綱6の(2)による準用規定における「特に労災就労保育援護費を支給することが適当でない」と認むべき事情」とは、次の場合をいう。

イ 病気等により長期間にわたり保育所、幼稚園等に預けられていないこと

ロ 保育に係る費用の援護の必要がなくなったこと(1の(3)参照)

5 手続

(1) 就労保育援護費の支給は、要綱7の(2)に掲げる書類を添えて提出された「労災就学等援護費支給(変更)申請書」(様式第1号)により、所轄署長が支給決定して行う。なお、要綱7の(2)のへ(要綱8の(2)において準用する場合を含む。)の「その他労働省労働基準局長が必要と認めるもの」は、要綱3の(2)のハに掲げる障害(補償)等年金受給権本人が就労する場合の就労証明書面とする。

(2) 要保育児の増加又は減少とは、同一の受給権者に係る要保育児の数に変動を生じた場合をいう。

なお、遺族(補償)等年金受給権者が転給によって変わったときは、新たな受給権者から「労災就学等援護費支給(変更)申請書」(様式第1号)を提出させるものとする。

6 支払

(1) 就労保育援護費の支払は、年金たる保険給付の支払とあわせて、これと全く同様に支払う。ただし、原則として支払期月以外の支払は行わない。

(2) 就労保育援護費の支払期日は年金たる保険給付の支払期日と一致させ、各支払期月に支払われる就労保育援護費は、労災就学援護費の場合に合致させて支払期月の前々月までの3ヶ月分とした。

(3) 所轄署長が定期報告を必要でないとする場合とは、その年の4月に入園その他の事情があって、「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書」(様式第3号)を提出すべき時期の直前に「労災就学援護費支給(変更)申請書」(様式第1号)が提出された場合等をいう。

(4) 未支給の労災就労保育援護費とは、次のものをいう。

イ 就労保育援護費の支給を受ける者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき就労保育援護費でまだその者に支給しなかったもの

ロ 就労保育援護費の支給を受ける者が年金たる保険給付の受給権を失った場合(死亡による失権を除き、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金については転給者がいない場合に限る。)において、ある支払期月で年金たる保険給付の支払は終わったが就労保育援護費のみの支払が次の支払期月まで残ったときの当該就労保育養護費の未払分。例えば、障害補償年金の受給権者が4月に失権したとき、障害補償年金は5月に2月分、3月分及び4月分が支払われるが、就労保育援護費は5月には1月分、2月分及び3月分しか支払われず、4月分は8月に支

払われることとなる。その8月に支払われる4月分の就労保育援護費をいう。

7 経過措置

就労保育援護制度は、原則として支給の申請が行われた日から支給事由が消滅した月までの間支給されるが、制度発足の当初であることを考慮して、昭和54年4月において支給要件を満たすものについては同年5月31日までに支給の申請をすれば4月分から支給することとしたものである。

(2) 就労保育援護制度の新設に伴う事務の所轄について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働大臣が定める事務を指定する告示（昭和45年労働省告示第60号）の一部改正を行い、就労保育援護費の支給に関する事務の所轄については、労災就学援護費の場合と同様とすることとしたので留意されたい。

(3) 労災就学援護制度の一部改正その他

- 1 傷病補償年金又は傷病年金の受給権者に係る労災就学援護費の支給対象の要件の一である「療養開始後3年を経過している」ことを廃止したこと。なお、昭和45年10月27日付基発第774号の該当部分については、これにより改めたものとする。
- 2 1の通達において労災就学援護費の支給対象の要件である「学資の支弁が困難であると認められるもの」の例示として挙げられている労働者の死亡等に伴う損害賠償金等の所得が1,000万円をこえるような場合の1,000万円を6,000万円と改めたこと。
- 3 従来の労災就学援護費支給要綱に労災就労保育援護費の支給に関する規定を設けたことに伴い、同要綱について所要の字句整理及び支給申請等の様式の改正を行ったこと。